

# 大郷地区避難場所等検討調査業務委託 仕様書

## 1 業務概要

### (1) 業務名

大郷地区避難場所等検討調査業務

### (2) 業務目的

山形市北西部に位置する大郷地区（以下「当地区」という。）は、山形市洪水ハザードマップにおいて、地区のほとんどが浸水想定区域に指定されているが、洪水時における指定緊急避難場所まで距離があり、避難に時間を要する状況である。

近年、国内各地で洪水や土砂災害を引き起こす大雨や短時間強雨の回数が増加している背景も踏まえると、当地区における避難場所等の確保は急務であるため、山形自動車道と東北中央自動車道を接続する山形ジャンクション周辺エリアへの避難場所等の確保に向けた検討・調査を行う。

本業務では、当地区での水害発生時における避難を想定した避難シミュレーションなど、避難場所等の確保に向けた計画要件や、整備パターンの検討に必要な調査を行うことを目的とする。

### (3) 契約条件等

- ① 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- ② 契約の種類 委託契約
- ③ 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

### (4) 貸与資料

本業務に必要となる資料

## 2 業務内容

以下の(1)~(5)の項目について整理、検討し、報告書を作成する。

### (1) 調査対象地区の把握

#### ① 現状把握

調査対象地区の範囲、性別・年齢別及び要配慮者の人口、世帯数等を把握するとともに、調査対象地区における人口分布、法規制状況等について把握する。

#### ② 都市基盤施設等の把握

調査対象地区の土地利用、道路、上下水道、公共用地、地形、地盤等について既存資料を基に調査し、整理する。

#### ③ 浸水深、浸水継続時間の把握

調査対象地区の浸水深、浸水継続時間について、既存資料を基に整理する。

なお、業務に当たっては、令和6年6月14日付で山形県が追加指定した洪水浸水想定区域の状況も考慮すること。

## (2) 避難場所等の機能の整理

### ① 避難場所等の分類（避難場所・避難所）による必要性

避難場所及び避難所の分類、機能等を整理するとともに、それぞれの必要性について整理する。

### ② 事例調査

避難場所及び避難所について、既存資料から他自治体における既存施設等の事例を整理する。

## (3) 調査対象地における計画要件の検討

調査対象地における計画要件について検討し、次に掲げる項目について整理する。なお、避難場所等の必要規模の検討に際しては、居住人口のほか、昼間、夜間等、複数の時間帯において水害が発生した場合の人流をシミュレーションし、滞留人口を算出、比較した上で最も避難対象者が多い場合を想定し、検討を行うものとする。

- ・ 避難対象人員の想定（要配慮者含む）
- ・ 避難場所等の必要規模
- ・ 避難場所等の道路接道状況
- ・ 避難距離及び避難時間
- ・ 避難場所等の上下水道等の都市基盤施設
- ・ 法規制状況
- ・ 浸水想定区域及び想定浸水深 など

## (4) 避難場所等の整備パターンの検討

上記(3)を踏まえ、調査対象地における盛土や施設など、避難場所等の整備パターンを検討する。また、整備パターンに応じた荷重による周辺施設への影響、法令の適合状況、活用可能な国の交付金等の財源等について評価及び考察を整理する。

※ 建築物の設計や構造の検討は除く。

## (5) 避難場所等の整備に向けたロードマップの検討

将来的な避難場所等の整備を想定し、今後実施すべき調査や検討の内容を整理し、整備パターンに応じたロードマップを検討する。なお、ロードマップには、昨年度に実施した調査対象地におけるボーリング調査等の結果から、当該地周辺の地盤の脆弱性が確認されたため、周辺施設への影響を考慮し、その荷重等を踏まえた地盤対策の実施を想定すること。また、避難場所等に付加する機能について検討するプロセスを設けること。

## (6) その他必要項目

上記(1)～(5)のほか、必要と認める項目について検討すること。

## (7) 報告書等の作成

業務の履行に当たり、以下のとおり報告書等を作成すること。

### ① 庁内会議用資料

庁内会議用資料として、検討状況を取りまとめた資料を3回程度作成（作成時期は監督員の指示による）し、提出すること。

### ② 業務報告書

業務完了後、速やかに報告書を作成し、提出すること。

## 3 実施体制

(1) 本業務の実施に当たり、管理及び統轄を行う管理技術者、成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者、本業務の実務を担当する担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知する。

(2) 担当技術者、照査技術者及び管理技術者はそれぞれ兼ねることができない。

(3) 管理技術者及び照査技術者は、次の各号のいずれかの資格を有する者、又は経歴及び同種業務実績により同等以上の能力を有すると認められる者とする。

### ① 配置予定管理技術者

技術士（建設部門：『河川、砂防及び海岸・海洋』）の資格を有する者

### ② 配置予定照査技術者

ア 技術士（建設部門：『河川、砂防及び海岸・海洋』）の資格を有する者

イ 空間情報統括管理技術者の資格を要する者

## 4 成果品の作成及び提出

本業務の成果品は次による。

名称	様式	数量
業務報告書	A4判、ファイル綴り	2部
その他資料	A4判、ファイル綴り	5部
電子データ（※）	CD-R等	1部

※電子データのファイル形式は山形市との協議により詳細を決定

## 5 その他注意事項

- ・本仕様書に定めのない事項については、市及び受託者との間で協議の上、定めるものとする。
- ・市が所有する情報・資料等については、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に必要なに応じて提供するが、市の許可なく第三者に流布してはならない。
- ・成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として市に帰属するものとし、市の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。